

“言葉だけ”で硫化水素の危険性は解消されない！

6月3日、女川2「有毒ガス防護」に関して宮城県と東北電力に提出した公開質問に対し、宮城県からは7月10日に回答が届き、東北電力からは7月12日に口頭回答がなされました。そこで、未整理ですが、概要を簡単に紹介し、検討・批判したいと思います。

《自信満々の“返り討ち？”》

両者への質問の第一のポイントは、2021年7.12硫化水素流出・労災事故の原因が「1号機沈降分離槽で硫化水素が多量に放出されたため、換気空調系で排気し切れず、2号機側へ流出した」という事故メカニズムの真偽を確認することでした。

そのキッカケは宮城県・女川町から入手した資料で、空気注入速度「434 m³/h」と排気速度「700 m³/h」の記載があったため、それを手掛かりに＜*後記＞、従前の空気注入圧力「0.7 kg/cm²」と事故当日の圧力「1.4 kg/cm²」を比較して、事故当日の空気注入速度は従前の2倍の「868 m³/h」と推測し、最初から排気量不足だった（人為ミスが原因）のではないかと、この間筆者は指摘してきました。

それに対する回答は、空気注入圧力「1.4 kg/cm²」での空気注入速度が「434 m³/h」ということで、‘上記推測は間違い’と判明し、いわば“返り討ち？”にされました。

でも、前提事実・データが違っていれば、正しい事実・データに基づいて再検証すればいいだけです。なぜなら、“返り討ち”にされた「434 m³/h」については、資料入手時にはやはり事故当日の値だと思い、それを用いて推計してみましたが、‘常識外れのあり得ない結果’となったことから、東北電力に“配慮”して、従前の「0.7 kg/cm²」での値かもしれないと思って推計し直したところ、“常識的”な結果が得られたため、上記「排気量不足・人為ミス」との判断をしたものです＜『鳴り砂』No.304-2 追加検証外＞。ところが、そのような“配慮”は不要でしたので、以下、改めて検証してみます。

《‘常識外れのあり得ない結果’》

事故当日の空気注入速度「434 m³/h」より30分間の空気注入量は「217 m³」で、換気空

調系の排気可能速度「700 m³/h」＜*後記＞より30分間の排気可能量は「350 m³」なので、単純に考えれば、両者の差の「133 m³」（最小値）以上の硫化水素が発生・放出されたこととなります。だから、東北電力が『硫化水素多量放出理論』（電中研も同意と今回の回答でも強調し、改めて権威付け）を考え付いたことが、やっと理解できました。

さて、排気量「350 m³」＝空気注入量「217 m³」＋硫化水素量（最小値）「133 m³」が正しいとすれば、流出気体の硫化水素濃度は「133 / 350 = 38% = 380000 ppm」となり、健康被害濃度「5～350 ppm」はもちろん、致死濃度「700 ppm」さえはるかに超過し、7.12事故で唯一の信頼できる情報（真偽判断基準）である「作業員7名が健康障害で済んだ（死には至らなかった）」ことと完全に矛盾する、“あり得ない数値”となります。

だからこそ東北電力も『多量放出理論』に自信がもてず、宮城県が「定量性を求めましたが、「量は不明」との回答でした」とか「硫化水素放出量の推計は困難と聞いております」と回答したように、未だに「放出量は不明」と定量的検証を避け続けているものと思われます。でも、「硫化水素濃度測定値（液相部）」と、注入空気量や溶解度・気液平衡などから、流出量の概算推計などは一定程度できるはずで、それができない自身の能力不足を隠すため、今回の回答でも「濃度測定値」などを隠し続けるのだと思われます。

《「部屋換気の設計値700 m³/h」の再検証》

事故当日の空気注入速度が「434 m³/h」と“確定”したので、次に検証すべきは、前の検証ではそのまま用いた「部屋換気の設計値700 m³/h」についてです。そのことで、“あり得ない数値”の謎が解明されるかもしれません。

東北電力によれば、上記設計値について、実際には「ベントライン断面積小さく、排気量はそれ以下」とのことなので、事故前の従前の30分間空気注入量「108.5 m³」は排気可能で、事故時の「217 m³」は排気し切れなかったことに鑑みれば、実際の30分間排気量は「110～350 m³」と推察されます。

そのうち排気量「 $218 \sim 350 \text{ m}^3$ 」では、硫化水素が「 $1 \sim 133 \text{ m}^3$ 」放出されることが必要となりますが（『理論』には合致）、その場合の流出硫化水素濃度は「 $4600 \sim 38000 \text{ ppm}$ 」（『理論』の最大の欠陥）となり、前述の真偽判断基準「 350 ppm 以下」と矛盾するため、却下されます。*東北電力なら、‘流出後に「大量」の空気希釈され、吸引濃度は致死濃度以下だった’と、お得意の“言葉だけ”の弁明で『理論』を擁護するかもしれませんが。

一方、真偽判断基準を考慮すれば、空気注入量「 217 m^3 」+硫化水素放出量「 0.076 m^3 」（単純計算） \div 「 217 m^3 」が要排気量となるため、実際の排気量が「 $110 \sim 216 \text{ m}^3$ 」なら‘排気し切れない条件’を満たすこととなります。またここでは、真偽判断基準を考慮した硫化水素放出量が、僅か「 0.076 m^3 」であることにも留意する必要があります（『理論』を否定する科学的根拠の一つ）。

《新たに浮上した‘7.12事故の真の原因’》

したがって、「設計値 $700 \text{ m}^3/\text{h}$ 」（30分間で 350 m^3 ）に比べ、何らかの原因で実際の排気量が「 $110 \sim 216 \text{ m}^3$ 」と大きく低下していたこと、そのような実排気量低下に気付かないまま、従前の「 108.5 m^3 」の2倍の「 217 m^3 」の空気注入を行なったことが、‘7.12事故の真の原因’である可能性が新たに浮上します。

すると、まずは実排気量を正確に測定することが求められ、また、設計値と実排気量が相違した原因の解明が求められます（あるいは、換気空調系の吸引部分と沈降分離槽の排気ダクトとの位置関係・両者の構造などから、当初からそのような（設計値と異なる）実排気量であった可能性もありますが、単に東北電力がそれに気付いていなかっただけなのかもしれません）。また、何らかの原因があるのであれば、それに対する再発防止策を講じる必要も生じます。

なお、実際の排気量が「 $X \text{ m}^3$ 」なら、2号機側への流出量は「 $(217 - X) \text{ m}^3$ 」となり、例えば、排気量「 $210 \sim 216 \text{ m}^3$ 」の場合の流出量は「 $1 \sim 7 \text{ m}^3$ 」となって、流出気体が流出箇所周辺空気希釈されなければ（トコロテン式流出なら）硫化水素濃度は「 350 ppm 」、10倍希釈されれば「 35 ppm 」、70倍希釈されれば「 5 ppm 」というように、流出箇所の空間体積・空気量などから、ある程度定量的検証が可能となります。*前出の「大量希釈弁明」などは論外で、“言葉だけ”なら何とでも言い訳で

きます：本稿最後の「排気筒からの硫化水素放出弁明」も同様。

このように、使用した仮定や数値の根拠・データを明示しさえすれば科学的推計（修正・再検証）はいくらでも可能なのに、そもそも、事故後にすら実際の排気量を測定しようともせず、7名の健康被害と引き換えに得られた「 $5 \sim 350 \text{ ppm}$ 」という重要な手がかりを活用しようともせず・できず、硫化水素実測値を秘匿して自身でも検証に活用せず・できず、最初から「量は不明」とか「硫化水素放出量の推計は困難」と定量的議論から逃避する東北電力に、真の事故原因究明・再発防止の意志も能力もないことは明らかです。

《新たに判明した「虚偽説明」と「ダクトからの漏洩」》

次に注目すべきは、同じく県・女川町情報にあった、事故当日「 $14:30$ 」の異臭報告に先立つ「 $14:20$ 」の沈降分離槽付近での「 50 ppm 」（健康被害を生じさせる有害濃度）の硫化水素計測についてです。さすがに自治体にデータを提供した以上、もはや回答拒否できなかった東北電力は、沈降分離槽と「ダクトの接続部から当該タンク周辺に微量に漏洩」したことが原因と推定したことを明らかにしました。

すると、事故後現在までに当該ダクト接続部を修理して漏洩を完全に防止したのかは不明ですが、少なくとも漏洩は事故前から生じていたはずで、まさか東北電力は、事故当日の高圧空気注入で当該箇所が壊れたと弁明？、最終報告等での「系統外への硫化水素流出・漏洩は7.12事故前にはなかった」という東北電力の説明が虚偽であったことは明らかです。また、未修理の場合は、漏洩が今後も続き、曝気作業時に周辺を立入禁止にするとは言え、作業後の立入作業者の健康を脅かす可能性は残るため、修理の有無確認が必要です（2号機有毒ガス防護への影響は少ないと思いますが、固定源評価には関係あり）。

《再発防止対策で硫化水素発生は「ゼロ」？》

次の問題は、スラッジの一定量排出（2024年3月末までによりやく目標値の「貯蔵量 50 m^3 以下」）にや曝気頻度・時間見直し（商業機密）などの再発防止対策によって、沈降分離槽からの硫化水素発生は「ゼロ」になったのかどうかです。

東北電力は「硫化水素の発生抑制に努める」とか「濃度を低く保つこととしている」（下線筆者。以下同じ）と回答していますが、スラッジ目標値「50 m³以下」で硫化水素発生が抑制されるという科学的根拠は全くなく、データの提示もなく、硫化水素発生を完全には抑止（ゼロを維持）できず、未だに硫化水素が発生し続けており、沈降分離槽は硫化水素の発生源＝固定源であることに変わりはないことが示唆されます。

それをごまかすため、東北電力は、ガイドが規制する評価対象は「有毒化学物質の内、有毒ガスとして大気中に多量に放出されるおそれのあるもの」と述べています。そこでガイドを見直すと、原則として「①敷地内に保管されている全ての有毒化学物質」を「固定源」として調査対象とすることを求めており、例外的に「有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法その他の理由により調査対象外としている場合には、その根拠を確認する。（解説-4）」とし、「（解説-4）調査対象外とする場合 貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合。（例えば、使用場所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等）」と規定されています。東北電力は、その例外規定（抜け穴）の言葉じりをとらえ、前述のとおり東北電力の『理論』では「133 m³」の硫化水素を放出した容量100 m³の巨大な沈降分離槽（硫化水素の全内蔵量は当然133 m³以上）を、再発防止対策で「硫化水素の発生抑制に努める」から「多量に放出されるおそれ」はないとして、化学分析室で少量保管・使用される試薬等と同様に例外規定に該当すると“言葉だけ”で主張し、固定源としての調査対象から沈降分離槽を除外したのです。ちなみに、東海第二原発では、敷地外固定源として「6.4 m³」の硫化水素タンクを正しく調査し<2022.8.30>、ガイドに沿った安全評価をしているのです。

本来は“科学的根拠”である「硫化水素濃度実測値」が「ゼロ」で、「沈降分離槽が内蔵する硫化水素量」が「少量」であることを例外規定の根拠にすべきですが、規制委・規制庁も、事故の科学的検証も再発防止対策の実効性確認も自ら行なうこともなく、東北電力の“言葉だけ”の説明を鵜呑みにして、「当該タンクについては、規制当局も硫化水素の貯蔵施設に該当しないと

見解を示し」、女川2有毒ガス防護申請の内容に「大きな論点はない」とお墨付きを与えたのです。

《排気筒から無処理放出される硫化水素の危険性》

最後の注目点は、排気筒から無処理放出される沈降分離槽由来硫化水素の危険性で、おそらく両者ともこのような指摘は想定外だったと思われる。

県は「東北電力からは、硫化水素は、排気筒から放出されるまでに、大量の空気で十分に希釈されるため、環境影響はないと聞いています」と述べ、東北電力は「タンク内で発生した硫化水素は換気空調系の排気で希釈され、さらに排気筒より大気に放出されることでさらに希釈されることから、環境への影響はないものと判断している」と回答しています。しかしながら、「大量の空気で希釈される」などという“言葉だけ”の説明で安心させるのではなく、きちんと拡散評価を行ない科学的に安全証明を行なうのが、真の有毒ガス防護だと思います。この問題は、これからより一層追及する必要があると思います。

時間の関係で本稿では今回の回答を十分に検討できていませんが、東北電力は未だに7.12事故での硫化水素発生量すら推定できておらず（推定する気もなく）、換気空調系の排気量不足という新たな事故原因が浮上したほか、再発防止対策で硫化水素発生「ゼロ」を達成できていないにもかかわらず、“言葉だけ”で沈降分離槽から硫化水素が「多量に放出されるおそれがない」からガイド例外規定の固定源の調査対象外にできると主張し、排気筒からの硫化水素放出については定量的評価もせず「大量の空気で十分に希釈される」と“言葉だけ”の安心宣伝をするだけで、具体的データも一切公表せず、最後は規制委の審査合格というお墨付き頼みで、真摯な議論から逃げるだけです。

今回の回答をじっくり検討し、さらに有毒ガス防護問題を追及していきたいと思います。

<2024.7.17 暫定稿>

（仙台原子力問題研究グループI）

2024年7月12日

「女川原子力発電所2号機の再稼働に関わる判断、および乾式貯蔵施設の設置などに関わる質問書」

東北電力の回答に関する見解 メモ

女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション
原発問題住民運動宮城県連絡センター

6月17日に提出した計15項目の質問書に対して東北電力からの「回答」があった。

女川原発の9月再稼働に突き進むのではなく、いったん立ち止まって海域活断層の評価や安全対策の不備と向き合い、「全面崩壊」している避難計画の見直しを待つよう求めた。海域活断層の審査は、5 km以上離れていれば連動しないという尺度で行われ、それが能登半島地震で誤りだったことが明らかになったが、東北電力は「了承をいただいた」ものだという態度で、避難計画の不備についても内閣府による年度末までの検討結果をまたずに見切り発車で再稼働させる考えを示した。事業者団体である電気事業連合会が、地震・津波対策など三項目の検証を進めており、その結果が9月の再稼働前に発表されることが判明したが、9月再稼働ありきの態度は県民の安全を顧みないものである。

女川原発は、地震の影響を世界一受けやすい場所に立地している。東日本大震災で被災した原発で、福島で事故を起こした原発と同型であり、再稼働すれば沸騰水型原発では初めてになる。原子力規制基準は、世界のレベルに程遠いうえに、「合格」した後から圧力抑制室の耐震安全など、安全対策上の新しい問題がいくつも浮かび上がってきた。まして老朽化後までの酷使は許されない。

次の重大事故が女川で起こらないようにするために、再稼働中止の声を上げることをあらためて呼びかける。

使用済み核燃料の乾式貯蔵施設設置に関する住民説明会開催の要請に、否定的な回答があった。

使用済み核燃料を「全量再処理」という核燃料サイクルが破綻し、「使用済み核燃料は原発の敷地には残さない」とする従前の説明を覆して、全国で原発敷地内への乾式貯蔵施設設置が持ち出されている。これは「核のゴミ」による危険と苦しみを、半永久的に立地自治体と周辺住民に押しつけるものである。説明会を避けるのは、使用済み核燃料を増やす再稼働の是非も問題になるからである。

この問題を多くの県民に知らせて説明会を実現することをめざす。

東北電力には、説明会の開催を取締役会で再検討することを要請した。

宮城県と女川町、石巻市にも、説明会の開催と、事前了解に回答するにあたって専門家による検討会を設置して助言を求めよう、あらためて要請する。

この間の住民運動は、原発推進のための「3つのウソ」を告発してきた。

第1に。原発を除く発電所の設備容量は全国で2億6千万キロワット時もあり、電力の最大需要は1億7千万キロワット時にすぎず、「原発がないと電気は足りない」という宣伝は事実と反すると批判してきた。

第2に。東北電力が女川原発2号機を再稼働させた場合の発電原価は1キロワット時あたり約35円で、これは他の発電の原価の約3倍であること、卸売電気の販売価格（1キロワット時あたり約21円）を大きく上回っていることを指摘してきた。東北電力は否定することができなかった。「原発の電気は安い」という宣伝はやめるべきである。

第3に、原発は地球温暖化対策の妨害でしかないことである。IPCCは、第6次統合報告書に、原発が再エネを妨害しているとした研究を根拠のあるものとして取り入れた。これは、各国政府に原発が温暖化対策の障害物であることを認識した対応を促したものだが、岸田政権と電力会社はこれに反するキャンペーンを続けている。

今回の質問で、再エネ発電を送電線につながないでムダに捨てさせる「接続抑制」が2023年に1.3億kWhだったが、2024年は6月28日までですでに1.7億kWhに達していることが判明した。女川原発が再稼働したら、接続抑制が拡大することは明らかである。

「原発は脱炭素電源」とするキャンペーンは止めるべきである。

以上

【女川原発アラカルト】

【5月】

18日(土) 女川原発再稼働を考える講演会第2回実行委員会、女川町まちなか交流館会議室、オンライン含め14名参加。

東北電力ネットワーク、再生可能エネルギー発電事業者を対象に「出力制御」を実施。再エネ出力788万kWhで最大189万kWh(12時から12時30分)を一時停止。25日最大77万kWh、26日110万kWh、6月8日96万kWh(2024年度22回目)。土日に実施。また、前日見込みを下回り出力制御実施なしが、5月19日以降3回(2024年度8回)。

19日(日) みやぎアクション、オンライン会議、13名参加。

25日(土) 三陸の海を放射能から守る岩手の会など、女川原発視察バスツアーで女川町を訪れ、原発の現状を学習。高野博さんと多々良哲さんを囲んで意見交換会。34名参加。

27日(月) 東北電力、女川原発2号機の「安全対策工事」が完了したと発表。7月核燃料装荷、9月再稼働、10月営業運転開始を予定。6月3日、「再稼働工程の概要」を公表。

29日(水) 「第168回女川原子力発電所環境保全監視協議会」、女川町生涯学習センター。市民3名+電力関係6名+記者3名傍聴。

県、七ヶ宿町で20日に採取されたコシアブラ、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村、旧大内村以外の区域)で9、11、22日に採取された野生タケノコ10検体から110~190 Bq/kgの放射性セシウムをそれぞれ検出したと発表。

全国再エネ問題連絡会(兵庫県)、仙台市太白区秋保町に計画される太陽光パネル工場建設構想反対集会、秋保市民センター、約80人参加。

30日(木) 女川原発再稼働を許さない!みやぎアクション、原発問題住民運動宮城県連絡センター、さようなら原発みやぎ実行委員会3団体、「女川原発2号機の安全対策工事完了の発表を受けて(コメント)」の抗議声明を発表。後付け、外付けの工事に過ぎないこと、被災原発、旧型の沸騰水型原発であり、危険性を解消するものではないこと、能登半島地震以前に計画されたものでこの知見(地盤の隆起)などは反映されていないこと、更に、「避難計画」についても検証や見直しが着手されていないこと等を指摘して「見切り発電」

の再稼働の中止を求めた。

31日(金) 東北電力、原子力規制委員会に、廃炉作業中の女川1号機の使用済み核燃料輸送容器に、「9×9燃料集合体」を新たに追加収納するため、「設計及び工事計画認可申請書」を提出。

【6月】

2日(日) 「女川から未来をひらく夏の文化祭」第1回実行委員会、まちなか交流館会議室A。

脱原発全国株主運動交流会、オンライン会議。10名参加。

3日(月) みやぎ脱原発・風の会、村井宮城県知事宛に要望書『法の求める「検出・警報装置の設置」なしでの女川原発2号機再稼働に反対すべきであり、東北電力が約した「有毒ガス防護・再発防止策」の“完全実施”を求めるべきです』、東北電力に申入書『「有毒ガス防護」に関し、法の求める「検出・警報装置の設置」なしでの女川原発2号機再稼働は止めるべきです』を提出、県庁記者室で記者会見。4名参加。7月10日、県はメールで回答。東北電力は7月9日付け文書で「木で鼻をくくった」ような回答。12日、公開質問状へ口頭で回答。

5日(水) 原子力規制委員会、女川原発2号機に新設する三つ目の直流電源設備(蓄電池)設置などの「原子炉設置変更」を許可。7月5日、宮城県と石巻市、女川町、同じく設備変更等を了解すると東北電力に回答。東北電力、2026年12月までに設置工事終了予定。

仙台市、市内飲食店から生ゴミを回収、(株)東北バイオフードリサイクル(宮城野区)で発酵処理を行い、発生したメタンガスで発電、残りかすを肥料にリサイクルするモデル事業を開始。

8日(土) 女川講演会実行委、午前、女川町内全戸チラシ配布(1900戸)、19名参加。午後、第3回実行委員会、女川町まちなか交流館会議室、14名参加。

9日(日) みやぎアクション、オンライン会議、14名参加。

11日(火) 山形・幸せの脱原発ウオーキング、さようなら原発米沢、さよなら原発酒田・飽海の会、吉村美栄子山形県知事に『女川原子力発電所2号機再稼働中止等に関する再々度の要望について』、山形県企業管理者に『東北電力株主総会「脱原発を求める株主」提案への要望と質問について』を提出。

東北電力、9社の企業連合が秋田県南部沖海域で計画する浮体式洋上発電が、国の実証

事業に採択されたと発表。

12日(水) 女性ネットみやぎ、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に5月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。1号機、6月7日の第3回定期事業者検査(2024年1月12日より実施)終了に伴い、原子炉等規制法に基づき、「定期事業者検査報告書(定期事業者検査終了時)」を規制委員会へ提出。県、女川町、石巻市等にも報告。

東北電力、女川原発2号機で原子炉建屋の空調点検中に「非常用ガス処理系」が計画外に作動する事故があったと発表。21日、原因と対策を公表。

県、丸森町で採取された野生ゼンマイ4体から110~480 Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

13日(木) 脱原発仙台市民会議等10団体、郡和子仙台市長宛に「東北電力株主総会において、仙台市が東北電力の株主として脱原発東北電力株主の会の株主提案議案に賛同し、女川原発の再稼働に反対することを要望する」要望書を提出。石神町内会(仙台秋保町)、「東北電力の株主として原発に依存しない株主提案に賛同を求める要望書及び、本市のエネルギー政策等の質問状」を提出。本庁舎2階第二会議室。仙台市議2名を含む10名参加。

秋保作並里山の未来を考える会、仙台市に太陽光パネル製造工場等の整備構想に慎重な検討を求める要望書と、ウェブサイトで募った約1200人分の意見書を提出。

東北電力、報道各社に女川2号機の安全対策設備を公開。

14日(金) 女川講演会実行委、石巻記者クラブで記者会見。6名参加。

仙台市、市議会本会議で、秋保太陽光パネル製造工場等に関し、「予定地は市街化調整区域で開発許可の対象にならない」と答弁。

16日(日) 脱原発金曜スタンディングの会、女川現地スタディツアー、講師：篠原弘典さん、阿部美紀子さん。35名参加。

17日(月) みやぎアクション等55団体、東北電力へ『女川原子力発電所2号機の再稼働に関わる判断、および乾式貯蔵施設の設置などに関わる質問書』、村井知事宛要請書『能登半島地震で明らかになった課題から目をそむけず、再稼働がはらむ危険が大きくなったこ

とを直視して、地元同意を撤回して再稼働を中止させることを要請します』を県原対課へ提出、記者レク。14名参加。

脱原発東北電力株主の会、100項目の株主総会事前質問書を東北電力に提出。

18日(火) ふるさとを返せ!津島原発訴訟控訴審第9回口頭弁論期日&進行協議、仙台高裁第1民事部101号法廷。石垣陽介新裁判長、右陪席の裁判官も変わったことから、引き続き弁論更新。原告団事務局の武藤晴男さんが原告意見陳述、弁護団6名が意見陳述。原告、弁護団、支援等約90名参加、傍聴席は満席。報告集会、仙台弁護士会館4階大会議室。

須田善明女川町長、町議会6月定例会一般質問で、最終処分を肯定的に捉える議員が「政策の一つに考えられないのか」と質問したのに対し、高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)最終処分場選定の文献調査受け入れに「手を挙げることは考えていない」と見解を表明。

19日(水) 原発問題住民運動宮城県連絡センター、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。

20日(木) 県議会6月定例会の一般質問で、柘和也議員(みやぎ県民の声)と天下みゆき議員(日本共産党県議団)、女川2号機再稼働問題および乾式貯蔵計画問題を質問。

21日(金) 丸森町筆甫地区振興連絡協議会、住民393人が1人8万円増額の追加賠償請求、総額3168万円の支払を東電に求める裁判外紛争解決手続き(ADR)を原子力損害賠償紛争解決センターに申立て。2回目。

22日(土) 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第94回甲状腺エコー検査inしろいし」、白石市ふれあいプラザ、寺澤政彦医師(てらさわ小児科/仙台市)、19名が受診。

25日(火) 原子力規制委員会、女川原発2号機の使用済み核燃料の乾式貯蔵施設についての新規制基準適合性審査会合(第1261回)。東北電力、設計方針を説明(資料2-1~13)。

26日(水) 東北電力(株)第100回定時株主総会、東北電力本店1階大会議室。2時間16分。株主の会7名参加。参加株主は205名(去年は185名)、株主限定でネットライブ中継。

27日(木) 東北電力、女川原発2号機の30年超え運転の継続に必要な「長期施設管理計画

認可申請書」を規制委に提出。

28日(金) 女川講演会実行委、第4回実行委員会、女川町まちなか交流館会議室、オンライン含め11名参加。

29日(土) みやぎ地域市民電力連絡会、古川くりの木保育園で年長児の児童・父兄を対象に「水力発電ミニ体験学習会を開催。(株)エコスタイルが2022年9月保育園に太陽光発電を無償で取り付けたのをきっかけに、昨年から年1回の自然エネルギー学習会を5年間実施。5歳児14名、保護者13名、小学生11名、職員2名、きらきら関係者7名、みやエネ1名、報道取材2名の計50名が参加。

【7月】

1日(月) 「脱原発をめざす宮城県議の会」勉強会、県議会庁舎1F議員応接室。多々良さんが「能登半島地震を踏まえた女川原発再稼働の問題点」についてレク。中嶋さんが「乾式貯蔵施設設置の問題点」についてレク。県議17名(内女性8名)と市民等9名参加。

東北電力、秋田火力発電所4号機(出力60万kW、石油火力)の廃止を発表。

5日(金) 加美町議会再生可能エネルギーに関する特別委員会、「やくらいゴルフ倶楽部」の土地・建物転売による大規模太陽光発電所(メガソーラー)建設に反対する決議を全会一致で採択。8日、石山敬貴町長、建設反対を表明、法的措置を準備。

7日(日) 女川原発再稼働を考える講演会実行委員会 共催：さようなら原発みやぎ実行委員会、女川原発再稼働を考える女川現地講演集会「原発ゼロで生きる方法」講師：青木美希さん(「なぜ日本は原発を止められないのか?」著者)、女川町生涯学習センターホール(女川町役場庁舎内)。サテライト大原集会所含め講演会に550名、盛岡の岩手高校教育会館大ホールで26名と他各地オンラインで80名が視聴。町内パレードに350名参加。1998年「女川原発裁判控訴審結審 原発廃炉をめざす6.28行動」・旧生涯教育センターでの故高木仁三郎さん講演の後の町内デモ以来、26年ぶり、震災後の女川町内を女川原発再稼働反対とコールし練り歩いた。交流会、まちなか交流館会議室、31名参加。翌日、原発現地視察、青木さんや韓国の方10名参加。

8日(月) 東北電力、女川町の全戸と石巻市の一部(旧牡鹿町)の世帯約3700戸を対象に、対面での「こんにちは訪問」を開始。8月9日まで。1994年から実施、今回で46回目。

9日(火) 東北電力、住民向け説明懇談会を県漁協寄磯前網支所で開催。住民30人参加。重大事故時の避難や温排水の影響を懸念する声、乾式貯蔵施設について使用済核燃料の搬出時期があいまいと批判があった。

10日(水) 女性ネットみやぎ、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に6月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

11日(木) 脱原発仙台市民会議等10団体、仙台市危機管理局防災・減災部防災計画課と財政局財政部財政課、環境局脱炭素都市推進部脱炭素政策課の課長等10名と、要望書と質問書への回答および女川原発再稼働ならびに避難計画等について、仙台市と再交渉。本庁舎2階第二会議室。仙台市議1名を含む16名参加。

12日(金) みやぎアクション等55団体、『女川原発2号機再稼働および乾式貯蔵施設設置等の質問書』に東北電力が回答、質疑。13名参加。県庁記者室で記者会見。

12日(金) 脱原発金曜スタンディングの会、『昼スタンディング』、仙台フォーラス前。5/24日9人、31日5人、6/7日10人、14日9人、21日8人、28日7人、7/5日7人、12日7人参加。

13日(土) みやぎアクション、オンライン会議、13名参加。

17日(水) 女川原発再稼働差止訴訟控訴審第4回口頭弁論期日、仙台高裁第3民事部101号法廷。裁判体が変更(倉澤守春新裁判長)したことで「更新弁論」手続きが行われ、従前通りということを確認。控訴人が第5準備書面<「宮城県原子力災害時避難行動周知促進調査事業報告書概要版」について>(R6.6.13)と同概要版に関する意見書・上岡直見氏(R6.5.31)、被控訴人・東北電力が反論の第2準備書面(R6.6.26)を陳述。さらに控訴人が再反論の第6準備書面(R6.7.11)を陳述。最後に、控訴人代理人(甫守弁護士)が第7準備書面(R6.7.16)、【司法審査の在り方】として、5層の深層防護の徹底なくして危険な原発の運転は許されないこと、避難計画実効性が欠如している実態を力強く意見陳述しました。双方に追加の主張立証がないことが確認され、「結審」。原告団・弁護団・支援90名参加+記者10名傍聴。報告会&記者会見、仙台弁護士会館301会議室。判決、11月27日(水)14時30分~。

18日(木) 女川講演会実行委、第5回実行委員会、女川町まちなか交流館会議室、オンライン含め10名参加。

東北電力、女川原発2号機の再稼働工程の燃料装荷時期について、これまでの2024年7月頃から、9月頃に見直し、再稼働(発電再開)時期を今年11月頃に延期すると発表。

(空)

●脱原発みやぎ金曜デモ

【5月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

24日(金) 第528回「金曜デモ」、久しぶり参加の方も何人かいて、けっこう街も人も増えてきて、一番町では沖縄のお店が並んだマルシェも行われ、手を振ってくれる人も、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

【6月】

2日(日) 第529回「日曜デモ」、降り出した雨の中、女川原発再稼働やめよう!と訴えて、肴町公園から20名の市民が参加。

14日(金) 第530回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

21日(金) 第531回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

28日(金) 第532回「金曜デモ」、爽やかな初夏の仙台中心部、女川原発再稼働やめよう!と、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

【7月】

5日(金) 第533回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

12日(金) 第534回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【5月】

15日(水) 放射能汚染廃棄物「一斉焼却」に反対する宮城県民連絡会、「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」の仲間の案内で、加美町の田代放牧場に保管されている町内の「放

射能汚染廃棄物」の保管状況の監視活動を実施。8名参加。

23日(木) 三陸の海を放射能から守る岩手の会、岩手県知事へ、福島原発事故時に宮城県下で発生した放射性汚染廃棄物を宮城県外で焼却処分するとの情報があるが、実施あるいは計画の有無についての質問書を提出。

【6月】

6日(木) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟控訴審、4月20日に小林久起裁判長が急逝され、突然、5月27日に仙台高裁から連絡があり、6日の判決言い渡しの取り消しと口頭弁論の再開が伝えられた。

7日(金) 大崎市、県外焼却に関する文書開示(68枚)。155ト⇒101ト、215百万⇒134百万に、環境省・県がおこなった濃度分布(H29.7)は実測値ではなく見込みであったことが数量減の理由。日報・月報はしっかり実行されていた(お金が絡むからであろう)。一方、「環境モニタリング報告」は杜撰なまま。こんな状態で県や市は責任が取れるか、今後の追及の焦点に。

13日(木) 大崎連絡会、第二回目の田代放牧場見学会。6名参加。

【7月】

5日(金) 大崎連絡会、大崎市への抗議文提出と開示文書についての補足説明の要求。道義的な問題と杜撰な管理を追及。

16日(火) 大崎住民訴訟控訴審第2回口頭弁論期日、仙台高裁第2民事部101号法廷。「弁論更新」、見米正新裁判長、放射性物質汚染対処特措法の妥当性などの検証の為に環境省職員等の証人尋問や調査囑託を求めたが、却下し、「結審」。原告団・弁護団・支援60名参加。弁護団の論戦健闘に拍手。報告集会、ベルエア会館ホール501。判決、12月25日(水)10時～。

(空)

『鳴り砂』2-131号(通巻310号)別冊

2024年7月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

(連絡先) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>